

## 議第9号

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

高島市長 福井正明

---

### 高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高島市職員の給与に関する条例（平成17年高島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の高島市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第25条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに高島市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第25条第4項および第5項（高島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年高島市条例第33号）第16条および第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）もしくは第34条第1項から第3項まで、第5項もしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この

項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第25条第2項に規定する特定管理職員（次号イにおいて「特定管理職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合  
ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定管理職員 62.5分の10

3 保育所、認定こども園その他施設に勤務し、かつ、保育士資格または幼稚園教諭免許を有する職員（次項において「保育士等職員」という。）に対する第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の100）」とあるのは「100分の107.5）」とする。

4 保育士等職員の再任用職員に対する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

（規則への委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。